

会員各位

2022（令和4）年10月20日
一般社団法人日本翻訳連盟
代表理事・会長 安達久博

インボイス制度への対応について

2023（令和5）年10月から適格請求書等保存方式（通称、インボイス制度）の導入が予定されています。会員のみなさまの事業活動では、翻訳・通訳業務を法人会員、賛助会員（買い手側）が個人会員（売り手側）に発注する形が一般的ですが、現在、個人会員の多くは免税事業者と思われます。この新制度への対応について会員のみなさまは以下の点にご留意ください。

新制度では、適格請求書発行事業者（以下、適格事業者）間（売り手側と買い手側の双方が適格事業者）の取引においてのみ買い手側が売り手側に支払った消費税が全額仕入れ税額控除となります。

一方、これまで免税事業者だった事業者は、適格事業者に登録することにより課税事業者となり、消費税の納税義務が生じます。

経過措置として、免税事業者との取引において施行後3年間（2026年9月末日まで）は支払った消費税の8割が、その後の3年間は5割が仕入れ税額控除として認められています。

これから、法人会員、賛助会員と個人会員のみなさまとの間で適格事業者への登録確認と新制度での取引の交渉等が始まると思います。

交渉に際しては、インボイス制度導入に伴う消費税の負担増を免税事業者に一方的に押し付けることは、下請け法などの優越的な地位の濫用になる恐れもあるという、公正取引委員会からの指摘もあります。双方で十分協議し、双方で確認、納得の上で新制度での方策等を取り決めてご対応いただきたいと思います。

以 上

参考資料：

- ・国税庁「インボイス制度の概要」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

- ・公正取引委員会「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_ganda.html